

令和7年2月7日開会

✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱

令和 7 年 第 1 回

杵築市議会臨時会議案

✱ ✱

目 次

議案第 1 号	令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 0 号）	
		－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
報告第 1 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
報告第 2 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月7日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた住民税の未払に起因する損害賠償の額（延滞金）を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額 4, 609円

3 事件の概要

市が令和6年11月分職員給与から控除した住民税の支払について、令和6年12月10日に納付できず、相手方に対し生じた損害賠償の額（延滞金）を支払う。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月17日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた住民税の未払に起因する損害賠償の額（延滞金）を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額 1, 200円

3 事件の概要

市が令和6年11月分職員給与から控除した住民税の支払について、令和6年12月10日に納付できず、相手方に対し生じた損害賠償の額（延滞金）を支払う。

